

第5期基本構想第2次基本計画（原案）補足説明資料

○第5期基本構想第2次基本計画（原案）の位置づけ

計画原案は、第5期基本構想第1次基本計画に定めている32の基本施策について、毎年度実施している施策評価や第2次基本計画策定に当たって実施した施策の進ちょく状況調査及び施策検討シートの作成を通じて、各基本施策の振り返りを行い、進捗状況と課題を整理して今後の方向性を示したものです。

また、平成31年4月に施行された「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、計画の目標の実現に向けたプロセスにおいて、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、各施策を推進することを計画に新たに決めました。

なお、計画原案は、第1次基本計画の体系に基づいて作成していますが、一部の基本施策では統廃合などの整理を行う必要が生じているほか、「安心・安全なまちづくり」の考え方を改めて議論する必要が生じています。次項「第2次基本計画に反映すべき主な検討事項」において、現段階の検討状況を示します。

○第2次基本計画に反映すべき主な検討事項

1．人口政策によるさらなるまちの活性化

国立市における人口の長期的な推移としては、全国的な傾向よりも緩やかではあるものの減少となる見込みであり、高齢化率も上昇していく見込みです。そのため、人口そのものを増加・維持すること、社会増による人口構成の偏りを小さくすることが求められています。

今後、UR 富士見台団地や都営矢川北アパート等の大規模団地の再生計画の進捗にあわせてまちづくり、JR 南武線連続立体交差事業に伴う沿線駅を中心とした周辺地域の都市基盤整備の進展が中期的には想定されており、国立市は、人口増とまちの活性化という成長のポテンシャルを秘めています。

これらの状況にあわせて、これまでも取り組んでいる「次世代の育成」「安心・安全の確保」「国立ブランドの向上」の3つの重点項目及び各基本施策を引き続き展開することにより、持続可能で活力に満ちたまちの維持・発展を目指すことを計画に反映させます。

2．「安心・安全なまちづくり」の考え方

（仮称）安心・安全まちづくり条例の策定過程において、これまでの国立市の取組から「安心して暮らす」ことができる状態について検討を行ってきました。引き続き、検討を進め、基本計画の重点項目に定められている「安心・安全の確保」の項目へ反映させます。

3．施策体系の整理

次の から までの項目について、基本施策の進ちょく状況や社会情勢等の変化に伴

い、施策体系の整理を検討している。引き続き議論を深め、計画へ反映させます。

基本施策 14「防犯対策の強化」と基本施策 16「消費生活環境の整備」を統合する

防犯対策の強化と消費生活環境の整備はそれぞれの目的は異なっているものの、架空請求被害への対応などで連携を図ることもあり、ひとつの施策にまとめることが可能ではないかとの議論を行っています。

基本施策 15「コミュニティ活動の促進」の展開方向 2「空家の適正管理と活用の推進」について様々な観点から検討し、適切な基本施策へ位置付ける

空家対策については、従来、地域での利活用の観点から「コミュニティ活動の促進」へ位置付けられています。現在は、空家を住宅として市場へ戻すなど住宅総量を抑制・コントロールする法整備が進み抜本的な対応が進められていることや景観施策との連携を踏まえると政策 7「都市整備」に位置付けることが適当であるとの議論があります。一方、空家の及ぼす周辺の住環境への影響の面から捉えると政策 6「環境」に位置付けることができ、防火・防犯対策の観点からは政策 5「地域・安全」に位置付けることができるとの意見もありました。

引き続き、「空家の適正管理と活用の推進」により効果的な施策体系を検討します。

基本施策 22「市街地整備の推進(国立駅周辺地域・富士見台地域整備)」と基本施策 23「南部地域の整備」を統合する

国立駅周辺地域の整備が進んできている状況や今後の JR 南武線の連続立体交差化を契機としたまちづくりが南部地域及び富士見台地域の両方に関わることが想定されることから、基本施策 22 と 23 を統合することが適当ではないかとの検討を行っています。

基本施策 30「市民連携・市民協働・市民参画の推進」のうち、展開方向 1「市民の声を反映させる仕組みづくり」を基本施策 28「変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営」に、展開方向 2「多様な主体との協働によるまちづくり」を基本施策 15「コミュニティ活動の促進」に位置付ける

NPO は今まで市との連携が中心であると捉えていましたが、今後は市民と連携するものと捉え、地域の課題解決の主体と位置付けることとし、市としては課題解決型コミュニティの活動への支援を行う枠組みとすることで、展開方向 2「多様な主体との協働によるまちづくり」を基本施策 15「コミュニティ活動の促進」に位置付けるほうが良いのではないかと議論がありました。

また、展開方向 1「市民の声を反映させる仕組みづくり」については、基本施策 28「変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営」に位置付けることにより、市政参画の意味合いを強めることを検討しています。

